

人事委員会規則番号	人事委員会規則名	公布年月日
人事委員会規則第1号	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和6年1月31日
人事委員会規則第2号	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和6年3月29日
人事委員会規則第3号	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和6年3月29日

さいたま市人事委員会規則第1号

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>(1) 行政職給料表職務分類表</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>5級</td><td>(1)～(7) [略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></tbody></table> <p>備考 [略] (2)～(5) [略]</p>	職務の級	職務	[略]		5級	(1)～(7) [略]	[略]		<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>(1) 行政職給料表職務分類表</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>5級</td><td>(1)～(7) [略] <u>(8) 東部療育センター開設準備室の室長の職務</u></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></tbody></table> <p>備考 [略] (2)～(5) [略]</p>	職務の級	職務	[略]		5級	(1)～(7) [略] <u>(8) 東部療育センター開設準備室の室長の職務</u>	[略]	
職務の級	職務																
[略]																	
5級	(1)～(7) [略]																
[略]																	
職務の級	職務																
[略]																	
5級	(1)～(7) [略] <u>(8) 東部療育センター開設準備室の室長の職務</u>																
[略]																	

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職	機関	職
[略]		[略]	
市長事務部局	<p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>都市戦略本部都市経営戦略部の主幹、調整幹、専門幹、参与及び主査（新庁舎等整備に関する事務を担当する者に限る。）</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) <u>第7号、第13号、第18号、第20号及び前号に規定する課が属する部又は室の調整幹</u></p>	市長事務部局	<p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) <u>第7号、第12号、第17号、第19号及び前号に規定する課が属する部又は室の調整幹</u></p>
[略]		[略]	
備考	1～3 [略]	備考	1～3 [略]
4	この表中「庶務を担当する課」とは、市長公室秘書広報部秘書課、総務局総務部総務課、財政局財政部財政課、市民局市民生活部市民	4	この表中「庶務を担当する課」とは、市長公室秘書広報部秘書課、総務局総務部総務課、財政局財政部財政課、市民局市民生活部市民

生活安全課、スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課、保健衛生局保健部保健衛生総務課、福祉局生活福祉部福祉総務課、子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課、環境局環境共生部環境総務課、経済局商工観光部経済政策課、都市局都市計画部都市総務課及び建設局土木部土木総務課をいう。

5・6 [略]

生活安全課、スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課、保健衛生局保健部保健衛生総務課、福祉局生活福祉部福祉総務課、子ども未来局子ども育成部子ども政策課、環境局環境共生部環境総務課、経済局商工観光部経済政策課、都市局都市計画部都市総務課及び建設局土木部土木総務課をいう。

5・6 [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第3号

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前																	
別表第1（第3条関係） (1)～(3) [略] (4) 医療職給料表(3)職務分類表		別表第1（第3条関係） (1)～(3) [略] (4) 医療職給料表(3)職務分類表																	
<table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>4級</td><td>第2類事業所の所長補佐の職務</td></tr><tr><td>5級</td><td>第2類事業所の長の職務</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></tbody></table>		職務の級	職務	4級	第2類事業所の所長補佐の職務	5級	第2類事業所の長の職務	[略]		<table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>4級</td><td>(1) 第2類事業所の所長補佐の職務 (2) 新型コロナウイルスワクチン 対策室の室長補佐の職務</td></tr><tr><td>5級</td><td>(1) 第2類事業所の長の職務 (2) 新型コロナウイルスワクチン 対策室の室長の職務</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></tbody></table>		職務の級	職務	4級	(1) 第2類事業所の所長補佐の職務 (2) 新型コロナウイルスワクチン 対策室の室長補佐の職務	5級	(1) 第2類事業所の長の職務 (2) 新型コロナウイルスワクチン 対策室の室長の職務	[略]	
職務の級	職務																		
4級	第2類事業所の所長補佐の職務																		
5級	第2類事業所の長の職務																		
[略]																			
職務の級	職務																		
4級	(1) 第2類事業所の所長補佐の職務 (2) 新型コロナウイルスワクチン 対策室の室長補佐の職務																		
5級	(1) 第2類事業所の長の職務 (2) 新型コロナウイルスワクチン 対策室の室長の職務																		
[略]																			
備考 [略] (5) [略]		備考 [略] (5) [略]																	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。